（独立行政法人造幣局債券の種類）

第二十一条　造幣局法施行令第十二条第一項第一号の財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　独立行政法人造幣局債券（以下「造幣局債券」という。）の利率

二　造幣局債券の償還の方法及び期限

三　利息支払の方法及び期限

四　造幣局債券の債券を発行するときは、その旨

五　造幣局法第十六条第四項の規定による募集造幣局債券の発行に関する事務の委託を受ける者を定めたときは、その名称及び住所

（造幣局債券原簿の記載事項）

第二十二条　造幣局法施行令第十二条第一項第五号の財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　募集造幣局債券と引換えにする金銭の払込みに代えて金銭以外の財産の給付があったときは、その財産の価額及び給付の日

二　造幣局債券の債権者が募集造幣局債券と引換えにする金銭の払込みをする債務と造幣局に対する債権とを相殺したときは、その債権の額及び相殺をした日

（造幣局債券原簿の閲覧権者）

第二十三条　造幣局法施行令第十三条第二項の財務省令で定める者は、造幣局債券の債権者とする。

（電磁的記録に記録された造幣局債券原簿を表示する方法）

第二十四条　造幣局法施行令第十三条第二項第二号の財務省令で定める方法は、同号に規定する電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（償還計画の認可の申請）

第二十五条　［略］

一　［略］

二　造幣局債券の総額及び当該事業年度において発行するものの引受けの見込み

三　長期借入金及び造幣局債券の償還の方法及び期限

四　［略］

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第二十六条　［略］

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産）

第二十七条　［略］

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）

第二十八条　［略］

（通貨制度の安定に重大な影響を与えるおそれのある事項）

第二十九条　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（独立行政法人国立印刷局に関する省令）

第二条　独立行政法人国立印刷局に関する省令（平成十五年財務省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、その標記部分が異なるものは、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	［新設］
	［新設］
	［新設］
（償還計画の認可の申請） **第十七条**　［同上］ 一　［同上］ 二　独立行政法人造幣局債券の総額及び当該事業年度において発行するものの引受けの見込み 三　長期借入金及び独立行政法人造幣局債券の償還の方法及び期限 四　［同上］ （譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引） **第十七条の二**　［同上］ （通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産） **第十八条**　［同上］ （通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請） **第十九条**　［同上］ （通貨制度の安定に重大な影響を与えるおそれのある事項） **第二十条**　［同上］	［新設］